

三重県公衆浴場入浴料金協議会設置要綱

(設 置)

第1条 知事の諮問に応じ、公衆浴場入浴料金最高統制額について協議するため、三重県公衆浴場入浴料金協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 協議会は、委員12名以内で組織する。

(委 員)

第3条 委員は、次の各号に掲げるもののうちから知事が必要の都度委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民代表
- (3) 業者代表
- (4) 関係行政機関の吏員

2 委員は、当該諮問に関し協議会が終了したときは、委嘱が解かれるものとする。

(会 長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の中から互選する。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会の会議は知事が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

(庶 務)

第6条 協議会の庶務は、食品安全課において処理する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月5日から施行する。